

デイサービスセンター「伏姫の郷」

運 営 規 程

(通 所 介 護 事 業)

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人善隣会が開設するデイサービスセンター「伏姫の郷」(以下、「事業者」という。)が行う指定通所介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員等(以下、「職員」という。)が、要介護状態と認定された利用者(以下、「利用者」という。)に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター「伏姫の郷」
- (2) 所在地 千葉県南房総市平久里下字宮崎1129-2

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は介護予防通所介護事業と合わせて次のとおりとする。

(1) 管理者 1人

事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。ただし、同一敷地内の他の事業所との兼務は可能とする。

(2) 生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上

利用者の生活相談、苦情への対応、事業実施計画等の企画や実施等を行う。

- (3) 介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で3人以上利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。
- (4) 看護師又は准看護師 営業日ごとに1人以上検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 営業日ごとに1人以上日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

第3章 営業日及び営業時間と定員

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日とする。但し、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。
- (3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分まで(送迎時間を除く)

(利用者の定員)

第6条 事業所の利用定員数は介護予防通所介護事業と合わせて、1日20人とする。ただし、災害そのほかやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第4章 設備及び備品等

(食堂)

第7条 事業者は、利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備える。

(機能訓練室)

第8条 事業者は、利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練スペースを設け、目的に応じた機能訓練器具等を備える。

(相談室)

第9条 事業者は、利用者に対する指定通所介護に供するための相談室を設ける。

(その他の設備)

第10条 事業者は、その他に静養室及び事務室を設けるほか、消火設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備える。

第5章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第11条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第12条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

第6章 サービスの提供

(通所介護の内容)

第13条 事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる身体介護、相談、送迎、入浴介助、食事提供、アクティビティ等を実施する。

(サービスの取り扱い方針)

第14条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、通所介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(通常の事業実施地域)

第 15 条 通常の事業実施地域は、南房総市富山地域とし、その他の地域についても希望があれば相談のうえ実施する。

(利用料及びその他の費用)

第 16 条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による利用者負担割合に応じた額とする。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 4 事業者は、前 2 項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
 - (1) 通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から 1 キロメートル当たり 15 円とする。
 - (2) 食事の提供に要する費用 (食材料費及び調理費用相当額)
 - (3) おむつ代は、紙オムツ 1 枚 100 円、パンツオムツ 100 円、尿とりパット 1 枚 20 円とする。
 - (4) その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得る。

(利用料の変更等)

第 17 条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

第 7 章 留意事項

(食事)

第 18 条 通所介護利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取して頂くこととする。

(喫煙)

第 19 条 喫煙は、事業所内の所定の場所に限る。なお所定の場所以外は禁煙にご協力をして頂くこととする。

(飲酒)

第 20 条 通所介護利用中の飲酒は厳禁とする。

(衛生保持)

第 21 条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力を頂くこととする。

(禁止行為)

第 22 条 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 23 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、

- 要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 職員の服務規程と質の確保

(職員の服務規程)

第24条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

第25条 事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、職員に対し研修を行う。

- 2 職員は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を年2回定期的に開催するとともに、感染症発症情報を的確に把握し、必要に応じて随時開催することとする。
- 4 感染症または、食中毒予防のための指針を整備し、定期的に研修会(年3回以上)を開催し介護職員とその他の職員に周知徹底を図ることとする。

(職員の質の確保)

第26条 事業者は、職員の資質向上を図るため、その研修の機会を次のとおり設ける。

- (1) 新規採用職員研修 年2回
- (2) 職種別・職階別・経験年数別研修 年2回

(個人情報の保護)

第27条 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、関係規格、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提

- 供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。
 - 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表する。

第9章 緊急時、非常時の対応

(緊急時の対応)

第28条 職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

第29条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第30条 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年3回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

第10章 その他

(地域との連携)

第31条 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第32条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の体制を定める。

2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第 33 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 3 年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 34 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、職員又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(苦情処理)

第 35 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(提示)

第 36 条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を提示する。

(協力医療機関等)

第 37 条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておく。

(その他)

第 38 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人善隣会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 3 月 26 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 5 月 28 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。